

安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和8年4月22日（水） 開会 午後4時00分 閉会 午後4時40分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 12名 法第18条による委員数 25名
欠席委員	杉浦 和彦委員、都築 英治委員、加藤 日登志推進委員、 神谷 明志推進委員、稲垣 英男推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	横手事務局長、渡邊事務局課長、石原係長、岩月専門主査、 大橋主事、兵藤主事補、青山
議事録署名者	5 山村 京子 委員 9 犬塚 伊佐夫 委員

会議の記録

午後4時、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 5番 山村 京子 委員 9番 犬塚 伊佐夫 委員

また、欠席者は 2番 杉浦 和彦 委員 7番 都築 英治 委員

6番 加藤 日登志 推進委員 10番 神谷 明志 推進委員

17番 稲垣 英男 推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第13号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第1第13号議案農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は受付番号19番から25番の7件で、申請内容はすべて所有権移転をするものです。

受人の理由は、農耕に精進するためが6件、農業経営規模の拡大を図るためが1件です。

渡人の理由は、相手方の要望によるためが5件、農地を管理することが困難なためが2件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第14号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

上記の議題について岩月専門主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2第14号議案農地法第5条の規定による許可申請につい

てご説明申し上げます。

なお、第14号議案につきましては、受付番号32番の面積に誤りがありましたので、お手元にお配りした修正版をご覧ください。

今回の申請は受付番号28番から32番の5件です。転用施設別に見ますと、農業用施設が1件、一般個人住宅が3件、粘土採掘場が1件です。

お配りしています『1,000㎡以上の案件位置図』と書かれた資料をご覧ください。

今回、個別説明をする大規模案件はございませんが、申請面積1,000㎡以上の案件について、受付番号32番の粘土採掘場の位置図を載せていますので場所をご確認ください。

個別に気になる案件がございましたら後ほどお問い合わせください。

なお、いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

今回の申請に関する現地調査につきましては、4月14日(火)に犬塚伊佐夫委員と太田千尋委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第15号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案について及び日程第4 第16号議案農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

なお、この議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員のものと受けないものとを分けて審議いたしますので、ご承知ください。

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

日程第3第15号議案農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。議案1ページ目の令和8年度農用地利用集積等促進計画案(地域計画の区域外)の実施総括表をご覧ください。

新規に利用権を設定する面積が62,520㎡、期間満了による更新・再貸付の面積が、262,975㎡、合計325,495㎡です。

2ページ目及び3ページ目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表の説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に日程第4 第16号議案農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。

議案1ページ目の令和8年度農用地利用集積等促進計画案（地域計画の区域内）の実施総括表をご覧ください。

新規に利用権を設定する面積が5,208.00㎡、期間満了による更新・再貸付の面積が418,641.37㎡、合計423,849.37㎡です。2ページ目及び3ページ目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表の説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日、農用地利用集積等促進計画案の内容についてご了承いただけましたら、農地中間管理機構に提出させていただきます。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限を受けるものから審議します。

まず、神谷孝雄委員に関する事項から審議いたしますので、神谷孝雄委員は退席していただきます。

それでは、神谷孝雄委員に係る促進計画は、第15号議案書の3ページ目の表の上から5人目の行に、及び第16号議案書の3ページ目の表の上から8人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。神谷孝雄委員は入室してください。

続きまして、菱田政量委員の同居の親族に係る事項を審議いたしますので、菱田政量委員は退席していただきます。

それでは、菱田政量委員に係る促進計画は、第15号議案書の3ページ目の表の上から7人目の行に、及び第16号議案書の3ページ目の表の上から10人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

ます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。菱田政量委員は入室してください。

続きまして、杉本哲哉委員に關係する事項を審議いたしますので、杉本哲哉委員は退席していただきます。

それでは、杉本哲哉委員に關係する促進計画は、第16号議案書の3ページ目の表の下から12人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。杉本哲哉委員は入室してください。

続きまして、加藤公健委員に關係する事項を審議いたしますので、加藤公健委員は退席していただきます。

それでは、加藤公健委員に關係する促進計画は、第15号議案書の3ページ目の表の下から13人目の行に、第16号議案書の3ページ目の表の下から10人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。加藤公健委員は入室してください。

続きまして、神谷力委員が代表を務め、及び山村京子委員の同居の親族が所属する●●に關係する事項を審議いたしますので、神谷力委員、山村京子委員は退席していただきます。

それでは、両委員に關係する促進計画は、第15号議案書の3ページ目の表の下から12人目の行に、及び第16号議案書の3ページ目の表の下から9人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。神谷力委員、山村京子委員は入室してください。

続きまして、私が代表を務める●●に関係する事項について審議いたします。よって、議事参与の制限の対象が議長でありますので、職務代理者の14番、太田良子委員に議長を交代し、私は退席をいたします。では、太田委員、よろしくお願ひします。

それでは、林茂樹委員が代表を務める●●に関係する促進計画は、第15号議案書の4ページ目の表の上から12人目の行に、及び第16号議案書の4ページ目の表の下から7人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。では、これより再び議長を交代しますので、林茂樹委員は入室のうえ、議長席にお戻りください。

続きまして、岩瀬正則委員の同居の親族に関する事項を審議いたしますので、岩瀬正則委員は退席していただきます。

それでは、岩瀬正則委員に関する促進計画は、第15号議案書の4ページ目の表の上から15人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。岩瀬正則委員は入室してください。

続きまして、これまで審議した部分を除く促進計画について審議いたします。ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 報告第4号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第5 報告第4号、専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号3番の1件です。転用の事由としましては、駐車場の設置が1件です。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号10番から14番の5件です。転用行為別にみますと、分譲用宅地用地が1件、共同住宅の建築が1件、駐車場の設置が1件、住宅の建築が2件です。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号54番から58番の5件です。解約事由別にみますと、自作するため1件、売却するため1件、賃貸しするため1件、転用するため2件です。

最後に7ページ、事業計画変更についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号2番の1件です。変更事由としましては、粘土採掘場の完了、継続利用、追加するため1件です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について石原係長から次のとおり説明があった。

1 令和8年度安城市農業委員会活動計画（案）について

それでは、1ページ、資料1をご覧ください。まず、この活動計画というのは、農業委員会等に関する法律の第6条に規定される農業委員会の所掌事務のうち、本市農業委員会が行おうとする活動の概要を記載することにより、毎年度の当初にその年の活動を前もってご認識いただくために作成しているものでございます。そして、ご覧いただいている1ページからのものが、令和8年度の計画（案）です。ここに挙げた各事業名の下には、令和8年度の予算額と、カッコ内には前年度（すなわち令和7年度）の予算額及び決算額を記載しております。

では、内容について順にご説明いたします。

前文に続いてまず、「1 農地の権利移動、転用等」でございますが、例年どおり、毎月の定例会で農地法に基づく許可等を審査します。表には、1月の定例会

でもご報告いたしました農地法3条、4条及び5条関係の実績を記載しております。

続きまして、「2農地の保全」については、タブレット端末を利用した農地パトロールを実施します。また、無断転用に対する指導、不耕作農地の意向確認を継続いたします。予算額166万1千円は、タブレット端末の通信料と農地利用状況調査の謝礼分でございます。

続きまして、2ページに移りまして「3農業振興地域の整備に関する法律及び農地法等申請に伴う現地調査」については、農振除外及び農地転用に伴う現地調査につきまして、毎月2名の農業委員の方にご協力いただき、実施してまいります。予算額16万8千円は、委員の日当となっております。

また、農地法第3条の申請につきましては、事務局で現地確認をいたしますが、地域における農業の取組みを阻害するような権利取得を排除するため、地元の農地利用最適化推進委員の現地調査を、意見書の作成に付随して個別にお願いすることもあります。

次に、「4農地等利用関係紛争処理」につきましては、農地等の利用関係に係る紛争防止のために、及び当事者からの和解仲介の申出があった時は、会長が指名する3人の仲介委員が和解の仲介を行います。

続きまして、「5農地移動適正化あっせん」につきましては、農業委員会が農業振興地域内の農用地の売買を希望する農家の間に立ち、あっせんを行います。この場合の売り手には譲渡税の特別控除のメリットがありますが、売り手は買い手を指定できず、また、あっせん委員会が指定する、その売買する農地に隣接または近接の農地で耕作している担い手でなければ原則として買い手にはなれません。予算額は、あっせんの申出があった場合のあっせん委員の謝礼分です。

続きまして「6農地の利用集積と集約化の促進」につきましては、農地中間管理事業による賃借権等の設定を推進することにより、担い手の経営規模拡大と生産性の高い農業経営を確立するため、対象農地の掘り起こしと効率的な利用を促進します。

続きまして3ページをご覧ください。「7粘土採掘場現地調査」につきましては、これまで同様、春・秋の年2回実施し、農地利用最適化推進委員にご出席いただくことを予定しています。予算5万6千円（各4名ずつ）は、その謝礼の合計額となっております。

次に、「8農地の賃借料情報の提供」につきましては、過去1年間における農地の実勢賃借料を調査し、農地の賃貸借契約を締結する際の目安となるよう、平均額・最高額・最低額を市公式ウェブサイトで公表します。ちなみにこの表は、2月の農業委員会でもご説明いたしましたが、令和6年12月からの1年間の賃借料情報を集計し、現在、目安として公表しているものでございます。

次に「9 経営改善支援」でございますが、認定農業者の経営改善のため必要となる情報の収集及び提供、研修会や意見交換会を行うとともに、家族経営協定の普及推進を図ります。なお、(1)と(2)には、令和8年1月現在の認定農業者数及び家族経営協定締結農家数を記してございます。

続いて4ページに移りまして、「10 農業者年金普及」では、年1回愛知県農業会議の担当者を招き、説明会や相談会を行いたいと考えております。

続きまして、「11 新規参入促進」については、地域において新たに農業経営に参入する話がございましたら、地域における受入条件の調整を図るなど、新規参入の支援をお願いいたします。

最後に、「12 その他」として、「先進地視察及び研修」についてでございますが、表にはこれまでの実績が記載してあります。なお、令和8年度については、改選後にはなりますが、年度後半で先進地視察等を実施したいと考えております。2年目、3年目については、現在のところ未定ですが、緊急的な課題が生じ、視察が必要となった場合には調整したいと考えております。

この件の説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 生産緑地の買取希望者の調査依頼について

上記について石原係長から次のとおり説明があった

5ページ、資料2をご覧ください。市の都市計画課に買取り申出のあった生産緑地で、公共施設用地として市及び関係機関に買取希望の照会を行った結果、希望がなかった案件がございました。この申出案件について、生産緑地法第17条の2の規定により、農業委員会に買取希望者の調査についての依頼がございましたので、耕作を希望される方が取得できるよう、調査のご協力をお願いします。

申出のあった生産緑地は、●●町地内の2筆で、面積は719平方メートル、買取希望価格は●●円と伺っております。所在地は6ページに示しております。

この件につきまして、農業従事のための買取り希望者がいらっしゃいましたら、5月18日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。

説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡・報告事項について石原係長より次のとおり説明があった。

1 令和7年度生産調整の実施結果について

7ページ、資料3をご覧ください。令和7年度の実施結果は、愛知県農業再生協議会が示す生産数量目標1946.2haに対し、主食用米作付面積は1782.9haという結果になりました。作付率は91.6%となりました。

2 ふれあい田んぼアート2026について

田植えにつきましては、5月16日（土）に実施いたします。本日チラシを配布させていただきました。ご都合のつく方は、是非ご参加ください。

3 農業委員会会長・事務局長会議について

5月19日（火）に、愛知県三の丸庁舎で開催されますので、会長が出席をされ、事務局長が随行をいたします。

なお、例年4月の定例会において、職員名簿を配布させていただいておりますが、今年度は現在人事課にて作成中とのことですので、次回定例会で配布させていただきたいと考えております。

4 次回の予定

今回は、5月22日（金）の午後1時30分から本庁舎3階第9会議室で運営委員会を、午後2時30分から第10会議室で定例会を、午後3時30分から研修会を開催します。なお、研修会は、女性農業委員の皆様から、「女性農業委員の活動報告」をしていただく予定です。

連絡・報告事項につきましては、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後4時40分、議長は閉会を宣する。